

## 錦江町農業委員会 9月総会議事録

○ 開催日時 平成26年9月22日(月) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員(18人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	黒瀬 正
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

欠席委員	3番	厚ヶ瀬博文
	10番	牧原 昇

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利  
用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第21号 非農地証明願いについて

議 長 只今より平成26年度9月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。  
本日は、3番厚ヶ瀬委員と10番牧原委員が運動会のために欠席届がありましたが、委員20名中18名の出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。

議 長 それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に6番 東郷委員と7番 毛下委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、会務報告についてを議題とします。  
事務局から報告と説明をお願いいたします。

事務局 「会務報告と説明」

議 長 只今の会務報告について、質問はありませんか。

16番 黒瀬委員 すみません。秋まつりの実行委員会があったということですが、日にちが分かったら教えて頂きたいと思います。

事務局 秋まつりは11月9日、第2日曜日です。会場は例年通り役場の駐車場です。

議 長 他にありませんか。  
無いようでございますので、以上で会務報告を終わります。

議 長 それでは附議事項に入ります。  
「議案第20号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。  
お諮りします。  
会議資料のとおり、今回は29筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。

委 員 （委員の中から「なし」の声）

議 長

異議なしと認めます。

それでは、議案第20号のうち、受付番号127号から136号までを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第20号のうち、受付番号127号から136号までを説明いたします。

まず、受付番号127号の貸し人は、S・Hさん、K自治会在住の方です。

申請地は、神川字琵琶ノ崎5253番1、地目は畑、地籍は8, 530㎡の内5, 000㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は50, 000円となっています。

借り人は、N・Kさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、雇用1名で300日、自作地66, 956㎡、小作地11, 008㎡で、花木を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラック5台、ビーバー2台、トラクター・耕運機・動噴・摘採機各1台となっています。

担当調査員は、4番 水流委員です。

次に、受付番号128号について、説明いたします。

貸し人は、T・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は、神川字守土3899番2、地目は畑、地籍は1, 664㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は10, 000円となっています。

借り人は、T・Yさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地15, 617㎡、小作地9, 249㎡で生産牛、インゲンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック2台、トラクター・耕運機・管理機各1台となっています。

担当調査員は、4番 水流委員です。

次に、受付番号129号について、説明いたします。

貸し人は、S・Tさん、K市在住の方です。

申請地は、神川字陣ノ尾4, 464番、地目は畑、地籍は2, 263㎡です。

貸付期間は、平成26年12月15日から平成31年12月14日までで、小作料金は15, 000円となっています。

借り人は、S・Mさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者3名、自作地19, 425㎡、小作地8, 9

0.1㎡で、生産牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、軽トラック2台、モア、コンバイン、2tトラック各1台となっています。

担当調査員は、4番 水流委員です。

次に、受付番号130号から133号について、説明いたします。

貸し人は、K・Yさん、H自治会在住の方です。

申請地は、

130号が、田代川原字木ノ口4453番7、地目は田、地籍は2707㎡、

131号が、田代川原字木ノ口4453番10、地目は田、地籍は1116㎡、

132号が、田代川原字木ノ口4453番12、地目は田、地籍は844㎡、

133号が、田代川原字原澤ノ後4666番1、地目は畑、地籍は580㎡で、4筆の合計は5,247㎡です。

貸付期間は、平成26年10月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、K・Kさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地9,373㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、軽トラック・下刈り機各1台となっています。

担当調査員は、11番 元丸委員です。

次に、受付番号134号から136号について、説明いたします。

貸し人は、I・Tさん、T自治会在住の方です。

申請地は、

134号が、馬場字田ノ神後1,637番1、地目は田、地籍は1,356㎡

135号が、馬場字天松院ノ下1962番1、地目は田、地籍は1,459㎡

136号が、馬場字天松院ノ下1962番3、地目は田、地籍は1,465㎡、  
で3筆の合計は4,280㎡です。

貸付期間は、平成26年9月23日から平成29年12月14日までで、小作料金は、

134号が67,800円、135号が72,950円、136号が73,250円となっています。

借り人は、M・Kさん、A自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、雇用が4名で1,200日、自作地28,630㎡、小作地395㎡で、ネギを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、動噴、芋堀機、茎葉処理機、軽トラック各1台となっています。

担当調査員は、20番 本釜委員です。  
以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。  
先ず、受付番号127号から129号までを、4番 水流委員お願いします。

4番  
水流委員 受付番号127番から129番について報告いたします。  
先ず127番のN・Kさんですが、兄弟で苗木、造園の方をやっていて、兄弟でやっていますので何ら問題も無いと思います。又、圃場の方も現地調査の方で回ったんですけれども、綺麗にしているようでした。何ら問題も無いと思います。  
次に、受付番号128番T・Yさん、この人は夫婦で生産牛及びインゲンの方をやっております。圃場の方も手入れが行き届いております。何ら問題も無いと思います。  
次に、受付番号129番のS・Mさん、この人も生産牛の方を主にやっていて、生産牛が20頭ほどいます。こちらも夫婦でやっています、何ら問題は無いと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
次に、受付番号130号から133号についてを、11番 元丸委員お願いいたします。

11番  
元丸委員 説明いたします。  
借り人のK・KさんはK・Kさんの息子さんであり、親子間の使用貸借であります。この件については、農業者年金の関係で利用権を設定するものでありますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
次に、134号から136号までを、20番、本釜委員お願いいたします。

20番  
本釜委員 報告いたします。受付番号134から136番を報告いたします。  
借り人のMさんはネギを栽培しており、認定農業者でもあり、何ら問題は無いと思いますので、審議の方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

5 番  
平原委員  
事務局

この134から136のMさん、この人は農業は辞めたんじゃないかとけ。  
「Y」に勤めながら農業はされています。

5 番  
平原委員  
事務局

農業はされてるけど給料をもらって、全部自分の物は貸しているんじゃないの。  
貸してはいないです。

5 番  
平原委員  
事務局

私はそういうふう聞いたんだけど。  
お茶を辞めてネギをすることで、貸してはいらっしゃらないです。茶園は貸していらっしゃるかもしれないです。作っていない所は。

5 番  
平原委員  
事務局

本人からきいたんだけど。  
全部貸して、ハウスも貸して給料をもらってしようかといったことが前にあったと。  
今は給料をもらいながら、自分の物は自分ですということ。

5 番  
平原委員

いや、良く解らねば、そいで良かたあればそいで良かが。

8 番  
寺田委員

この天松院ノ下というのは、農協のハウスがあるところのあれ。

5 番  
平原委員

農協が今年まで終わりだったから。

8 番  
寺田委員

そいだから反当5万という単価が出ちよい訳じゃなあ。

5 番  
平原委員

そういうことじゃ、ハウス込みじゃっど。

8 番  
寺田委員

割った時が反当5万円の計算で出ているから。

5 番  
平原委員

ハウス込みじゃっどお。

17 番  
鳥越委員

ハウスは買い上げたはずだけど。10万か20万で買い上げたという話は聞いたんだけど、後はわかりません。

- 8番  
寺田委員  
5番  
平原委員
- そいやれば反当5万というのは高いような気もすっとおなあ。
- そいやれば買い取ってもらたの、農協から。
- 17番  
鳥越委員  
5番  
平原委員  
事務局
- ハウスはMさんが買ったという話は聞いたことはあります。それにしても単価が高いような気がすっとおなあ。
- 地代がね。会社が払ろたある。
- 自分が聞いたのは自分ですと。そして雇用も3人ですということ。
- 5番  
平原委員  
事務局
- オイは本人から聞いた話じゃったいば。2, 3年前。
- そういうことで持ってきたので利用権を。自分でやると。
- 5番  
平原委員  
事務局
- まあ闇貸しかもしれんし、そんたあわからんこっやったいば。
- 本人が自分で作ったのを「Y」へ出荷すると。貸してでなくて、自分が植えて自分の物として出荷するんで問題は無いと思います。
- 5番  
平原委員  
事務局
- その以前の問題。自分の農地を全部貸して、給料を貰って勤むかいなあという話で。
- 農業委員会を通して貸している農地は何もないので、だからそこは何とも言えないですよ。実際貸したという確証が無いので。聞いた話によると自分で運動公園の近くの畑とか、お茶をなんかされているところ。
- 5番  
平原委員  
事務局
- 茶は全部引っこやしたたあるが。
- そこはネギをするということでした。自分でネギを。お茶が悪いので経営転換を図るということで新規に植えるということ。自分が植えるということ申請が出ていますので。
- 5番  
平原委員  
事務局
- 農業委員会を通しちよらんで解らんこっじゃろばっ、本人から聞いたのはそいやったもん。茶もやっせんで引っこえっせい農業を辞めっせい勤むいごすうかいなあというのを聞いちゃったもんで。
- 1番  
宿利原委員
- ネギを主体として経営をされていますが、ネギばっかいじゃろかい。

事務局                   ネギだけです。

5番  
平原委員               我がハウスにはキュウリも植えちゃっど。

1番  
宿利原委員           そんなあ我がもんじゃねたあろかい。

5番  
平原委員               こいに入っちゃったあろだい。闇貸しじゃど。  
実際の所は解らん。本人から聞いたのはそげん聞いちよたいばあ。

1番  
宿利原委員           ネギは作っちゃったっどば。

5番  
平原委員               だから作っちゃとおばあ貸して、自分では給料をもらってしいちよっちゅう話は聞いたと。

19番  
鈴委員                 そんなあこいかいも出て来っとお。勤めちよったあろかい、我がてしいちよたろかいというのが、だからそういうのをとことん突き止めていかんといけないのか、いけんやっとなあ。

5番  
平原委員               そいで、そこら辺がなあ。こういう例がずっと出ていけばある可能性があるもんだから。

13番  
徳永委員               兼業農家が貸し借りはだめですよというのはちょっと言いにくいですけども、ただ自分の物は貸しといて、更に自分は他から借りるというのは少し考えもんではないでしょうかね。  
それが事実だとすれば、農業委員会を通してないのは貸しといて、自分の都合の良い場所だけ借りるとういのは問題じゃないでしょうかね。

6番  
東郷委員               じゃば、認定農業者にも認定されてちよったあれば、それなりの土地もあって、それなりの計画もあつたあせんどかい。

5番  
平原委員               辞めちよらんければ。

6番  
東郷委員               だから辞めちよらんければ、そのまま通って行く。これで問題は無いんじゃないの。

1番  
宿利原委員           今のところはそいで良かたあらせんどかい。

6 番  
東郷委員

認定もされちよい訳やっで。

1 3 番  
徳永委員

お茶の部門での認定じゃなかったんでしょうかね。

8 番  
寺田委員

本人はお茶も作って、ジャガイモも作りごったし、ハウスでインゲンも作りごった訳やっで、そんな時に認定農家に申請すれば認定さるっ訳をなあ。それが今で農業は辞めたから認定農家を外しますよという話ではないでしょう。認定されれば5年間は認定農家じゃい訳よ。だから認定農家だからどうのこうのというのは、また違う訳を。

議 長

他にありませんか。

1 7 番  
鳥越委員

これがもしさっき平原さんが言われたとおり、鹿屋の「Y」さんが借りてた場合は「Y」さん、B君なんだけど代表が。Bさんと書いても別に問題は無い訳でしょう。

事務局

問題は無いです。

5 番  
平原委員  
事務局

その方が良かとおね。その方があっさりとして。

自分で借りているんじゃないかと思います。

1 7 番  
鳥越委員

多分自分でなあ。

5 番  
平原委員

他の所は貸していて。自分でするんであれば良かばっ、他の所も自分でするんだったら何ら問題はねたっど。他の所は貸しといて、これを借りようというのはちょっとおかしいんじゃないかと言うちよったっど。

事務局

茶を抜いたところは自分でネギをするというのは聞いています。最終的には「Y」へ出荷をするでしょうから、だから契約でしていれば別に自分がその従業員だからといってできない言うことはない。

1 7 番  
鳥越委員

「Y」の方に、Bさんの方に名前を変えた方が良いかもしれんと、私も思います。

8 番  
寺田委員

結局、TファームがT・Hでなくて、Tファームでずっと借りて行くでしょう。そういう形がベストやいわけをなあ。そいでT・HはTファームに貸すいかじゃなくして、T・Hの分はT・Hが作って、出荷先がTファームであるだけのことで、自分の土地はな。そういう形にすればクリーンやいよな気がすつとをなあ。

17番  
鳥越委員 別に、「Y」か何とかという別な会社がある、そんな会社やかも知れんし、Mさんが借りたのかもしれんし、本人に聞いてみないとわからん。

事務局 本人は自分で借りると言って持って来たわけだから。これを。

8番  
寺田委員 自分でして、出荷先が「Y」やいばっかいやろかい。

事務局 本人に聞いたので、自分ですと。

5番  
平原委員 だから他の所を貸して、これを借りるといのがおかしやねけち言うちよったつど。

事務局 貸しているという実績がないので、一応わかる範囲以内の所は自分で作るということで確認は取ったもんだから出したところです。

17番  
鳥越委員 これはIさんの息子さんとM・Kが同級生で、最初からM・Kに貸せるというおじさんとの約束が出来ていたみたいで、何かそんな話でした。

5番  
平原委員 こいで通すったあればなんじゃ良かたあいば、普通ならやっせんよなあ。

1番  
宿利原委員 今までも部門が違ったり、お茶をしている人で他は貸してていのがあったりしたとおなあ。全部耕作せえというのは無理かもしれんば。

5番  
平原委員 全部の耕作は4人じゃ無理やらいなあ。ここはなあ。4・5人じゃ。

8番  
寺田委員 ハウスの中のキュウリがあるけど、それも自分で作って、出荷先が「Y」という形を考えれば、平原さんが言うように貸してて借りるのはおかしいんじゃないかというは引っかかるんだけど、後の問題はもう借りてて出荷先が「Y」かB君ですよというふうに理解すれば。貸してて借りるのはちょっと問題があると思うんですけど。圃小作で貸していれば何も無い訳だから、農業委員会で1筆でも入っていれば言えるんだけども。

議長 これについては通してもらえば、その件については確認をしてもらえば。

16番  
黒瀬委員 もう少ししっかりと調べんといかんが。確認をして。

議長 この件については、通してもらって、後の件については調査をして頂くということでしょうか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

これから、議案第20号のうち、受付番号127号から136号までを採決します。

お諮りします。

議案第20号のうち、受付番号127号から136号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号のうち、受付番号127号から136号については、原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第20号のうち、受付番号137号から151号についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第20号のうち、受付番号137号から151号について、説明いたします。

まず、受付番号137号について説明いたします。

貸し人は、M・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字下萩ノ隅20番、地目は田、地籍は1, 271㎡です。

貸付期間は、平成26年10月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は米(粳)1俵となっています。

借り人は、Y・Yさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者1名、自作地1, 719㎡、小作地1, 264㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、コンバイン・田植機・軽トラック・動噴各1台となっています。

次に、受付番号138号、139号について説明いたします。

貸し人は、T・Iさん、T自治会在住の方です。

申請地は、

138号が、田代川原字濱弓場1308番、地目は田、地籍は2,224㎡  
139号が、田代川原字新村1,319番、地目は田、地籍は1,075㎡  
で、2筆の合計が3,299㎡となっています。

貸付期間は、平成26年10月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、T・Kさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者1名、自作地6,776㎡で、生産牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、下刈り機、軽トラック各1台となっています。

次に、受付番号140号から143号について説明いたします。

貸し人は、H・Hさん、H自治会在住の方です。

申請地は、

140号が、田代川原字西ノ迫2,225番4、地目は畑、地籍は130㎡、  
141号が、田代川原字西ノ迫2,225番6、地目は畑、地籍は35㎡  
142号が、田代川原字西ノ迫2,225番7、地目は畑、地籍は382㎡  
143号が、田代川原字西ノ迫2,225番8、地目は畑、地籍は720㎡  
で、4筆の合計が1,267㎡となっています。

貸付期間は、平成26年10月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、H・Kさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者2名、自作地21,906㎡で、カボチャを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、動噴、管理機各1台となっています。

次に、受付番号144号から149号について説明いたします。

貸し人は、H・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は、

144号が、田代川原字馬庭原601番、地目は田、地籍は940㎡  
145号が、田代川原字牧ノ原3494番2、地目は畑、地籍は2145㎡  
146号が、田代川原字早瀬原3652番1、地目は畑、地籍は383㎡  
147号が、田代川原字早瀬原3653番、地目は畑、地籍は586㎡  
148号が、田代川原字木佐ヶ谷3656番1、地目は畑、地籍は635㎡  
149号が、田代川原字坂元3299番14、地目は畑、地籍は813㎡  
で、6筆の合計は5,502㎡となっています。

貸付期間は、平成26年10月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、H・Tさん、K市在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者2名、自作地5,502㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、モア、軽トラ、下刈り機各1台となっています。

受付番号137号から149号までの担当調査員は、14番 貫見委員です。

次に、受付番号150号、151号について説明いたします。

貸し人は、鹿児島県地域振興公社です。

申請地は、

150号が、神川字出水塚6,550番14、地目は畑、地籍は2,942㎡

151号が、神川字出水塚6,550番15、地目は畑、地籍は2,596㎡で、2筆の合計は5,538㎡となっています。

貸付期間は、平成26年10月1日から平成31年9月30日までで、

小作料金は、

150号が、17,000円

151号が、15,000円となっています。

借り人は、N・Tさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者2名、雇用が1名265日、自作地23,524㎡、小作地22,958㎡で、トレビス、キャベツ、スイートコーンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機、ライムソワー、動噴各1台となっています。

この件については、農地中間管理機構の特例事業で買い上げてもらった物件です。

受付番号150号、151号の担当調査員は、9番 安水委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号137号から149号までを、14番 貫見委員、お願いいたします。

14番  
貫見委員

報告いたします。

受付番号137号の借り人のY・Yさんは林業の仕事をしながら、その合間を見て水稻を耕作されていますが、意欲のある方と農地の利用状況も大変良いので、何ら問題は無いかと思えます。

続きまして、138号から149号までの件は、農業者年金受給のための親子間の経営移譲でありますので、何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

次に、受付番号150号、151号について、9番 安水委員お願ひいたします。

9番  
安水委員

150と151番のN・Tさんは、現在I地区で7名ほどの生産グループを作っておりまして、主としてトレビス、キャベツなどの栽培をされております。このリーダー格でありまして、現在認定農家にもなっております。一生懸命農業に対して前向きにやっておられる方ですので、何ら問題は無いと思えます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

13番  
徳永委員

144から149のH・Tさんは、K市に住んでいらしゃって農業はこっちでやっていたらしゃるんですか。

14番  
貫見委員

この人はK組合に勤めておられまして、その休みの時を、親父さんがこちらにおられますから、来て野菜を作ったりして、全部は耕作はしておりませんが、他の所は草刈りや耕運をして管理はされております。

5番  
平原委員

K市もOじゃっじ近けど。

議 長

他にありませんか。

委 員

(委員の中から「なし」の声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これから、議案第20号のうち、受付番号137号から151号までを採決します。  
お諮りします。  
議案第20号のうち、受付番号137号から151号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第20号のうち、受付番号137号から151号については、原案のとおり決定しました。

議 長 ここで、4番のT委員の退席を求めます。  
(T委員退席)

議 長 次に、議案第20号のうち、受付番号153号、154号についてを議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第20号のうち、受付番号153号、154号について、説明いたします。  
まず、受付番号153号について説明いたします。  
貸し人は、M・Mさん、K自治会在住の方です。  
申請地は、  
神川字真手ケ山4，610番、地目は畑、地籍は1，293㎡です。  
貸付期間は、平成26年9月23日から平成29年12月14日までで、小作料金は10，000円となっています。  
借り人は、T・Tさん、K自治会在住の方です。  
経営状況は、世帯員5名、従事者4名、自作地12，213㎡、小作地18，895㎡で、大根、甘しょ、バレイショを主体とした経営をされています。  
農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・軽トラック・管理機各2台、2tトラック、大根洗浄機、つる払い機各1台となっています。

次に、受付番号154号について説明いたします。  
貸し人は、O・Sさん、K市在住の方です。  
申請地は、神川字山頭4，705番、地目は畑、地籍は3，875㎡です。  
貸付期間は、平成26年12月15日から平成29年12月14日までで、小

作料金は30,000円となっています。

借り人は、153号と同じT・Tさんです。

153号、154号の担当調査員は、13番 徳永委員です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

受付番号153号、154号について、13番 徳永委員お願いいたします。

13番 徳永委員 それでは説明いたします。153、154の借り人のT・Tさんは、新しくN委員になりましたT・Tさんです。家族4人で経営されていますが、大根、カライモと色々とおられます。農地の管理状況も今の所しっかりされております。又、本人は大根生産組合の役員をしながらもという重責も担うぐらいの人望も厚い人物ですので、借りる方は農地の管理状況も含めて問題は無いかと思えます。153の土地はM・Mさんが高齢のために耕作を縮小するという考えの所たまたまT・Tさんが耕作している隣の畑でしたので、Tさんにどうかということでご話が成立したものです。

154のO・SさんはK市の在住の方でして、これはお父さんの代から、Tさんのお父さんの代から継続して耕作している土地ですので、条件的にも何ら問題は無いというふうに考えております。よろしく審議の程お願いします・

議 長 ありがとうございます。

ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、何か質疑はありませんか。

委 員 (委員の中から「なし」の声)

議 長 質疑なしと認めます。

これから、議案第20号のうち、受付番号153号、154号について採決します。

お諮りします。

議案第20号のうち、受付番号153号から154号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号のうち、受付番号153号、154号については、原案のとおり決定しました。



委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

これから、議案第20号のうち、受付番号155号、156号について採決します。

お諮りします。

議案第20号のうち、受付番号155号から156号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号のうち、受付番号155号、156号については、原案のとおり決定しました。

議長 ここでN委員の入室を求めます。

(N委員入室)

議長 次に、「議案第21号 非農地証明願いについて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第218号 非農地証明願いについて」を説明いたします。

受付番号5号の申請人は、M・Tさん、K・S自治会在住の方です。

申請地は、神川字守土3, 877番1、地籍は2, 053㎡、地目は台帳では畑となっていますが、現況は山林であります。

この件については、17日に徳永委員、水流委員、事務局2名で、現地調査を行いました。

次の受付番号6号の申請人は、K・Kさん、H自治会在住の方です。

申請地は、1件目が、田代川原字原澤4, 603番5、地籍は103㎡、地目は台帳では畑となっていますが、現況は山林であります。

2件目が、田代川原字原澤4, 603番6、地籍は862㎡、地目は台帳では畑となっていますが、現況は山林であります。

3件目が、田代川原字木ノ口4, 453番5、地籍は991㎡、地目は台帳では田となっていますが、現況は原野であります。

この3件につきましても、17日に立ち合いを求め、元丸委員、貫見委員、事務局3名で、現地調査を行ったところです。

担当調査委員は、受付番号5号が、13番 徳永委員、受付番号6号が、11番 元丸委員です。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

　　先ず、受付番号5号についてを13番 徳永委員お願いいたします。

13番  
徳永委員

　　報告します。M・Tさんの敷地は、その周囲が去年審議して頂いた太陽光発電のための計画地に隣接している場所です。その太陽光発電の方が工事をする際に法面を緩くしたことによって、申請した太陽光発電の敷地面積が足りなくなったということで、その代替地、足りなくなった分の面積を探さなければならないということから発生した物件です。M・Tさんは高齢でありまして、この太陽光発電の隣の敷地なんですけど、山林といいますか、3・4年前から耕作していないという土地でして、そこを非農地という扱いから、そこを購入したいという内容でございます。17日の日に私と水流委員、それから事務局、4人で現地を確認しましたけれども、農地としては重機を入れて農地とするほどの場所でもない、航空写真では1枚になっておりますが、現状は3段の畑になっております。これを竹、木それぞれを抜根してというのは費用的にもちょっと難しいということから、非農地として認定ということにしたわけです。くどいようですが、本人は高齢で耕作して貸すという意味はありませんので、審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

　　ありがとうございました。

　　次に、受付番号6号について、11番 元丸委員お願いいたします。

11番  
元丸委員

　　受付番号6号について説明いたします。

　　去る9月17日に貫見委員と事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地の原澤の2件については現況山林となっております。もう既に40年生ぐらいの杉林となっております。一方木ノ口の田については、現況はもう竹が生い茂っておりまして、これを農地に返すとなると相当の労力と経費が掛かるものと思われま。この3筆については非農地と認めて良いと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長

　　ありがとうございました。

　　ただいま、各担当調査委員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

19番  
鈴委員

　　この田代の件ですが、ここは未だ地籍は入っていない訳ですか。

11番  
元丸委員

　　いや、もう地籍は終わっています。

19番

　　地籍は終わっている。地籍が終わっているのであれば、山林とか、現況でなっ

鈴委員 たはずじゃないのけ。

事務局 ならんなおかしい所だったんですが、農地のままで残っていたと。私どもは当然ならんないかん所だと思いますが、地籍が当時どういう処理をしたか解らないんですが、畑、田んぼで残っていて現況と全然違うと。結構地籍調査が、色々とそういうケースは多いです。

19番  
鈴委員 田代の地籍をやったのはごく最近だと思うんです。10年も20年も前の話じゃないと思いますが。

事務局 15年ぐらい前です。最初の頃です。  
一番最初の所でも変わっていなければならぬような物件なんですけれども、地籍で変わっていなかったの、今回非農地証明ということで地目を変えてもらうということです。

19番  
鈴委員 1件目の神川のやつ、この周りの茶畑は太陽光になっているんでしょ。

13番  
徳永委員 今、造成中です。

事務局 一番先に太陽光の申請があった皆倉の所です。

13番  
徳永委員 Uさんの太陽光の所です。

19番  
鈴委員 この申請地の奥の方に畑がある。3885の2。

13番  
徳永委員 これは別の方。現在畑として使っています。

19番  
鈴委員 大丈夫なの周囲が山になったら。申請地のところを非農地にして太陽光にするということ。

事務局 徳永委員が言われたように、Uさんの所を造成をしたところ、5月の梅雨ですすね段々になった畑なんですけれども法が崩れて、元々急斜面の法だった関係で、その崩れた所を補修するときに法を緩くされたんですよ。そうしたら当初計画されていたパネルが設置が全てできないということで、当初計画どおりのパネルを設置するためには新たな面積が要るということで、すぐ隣の農地を相談された結果、畑は貸さないということで、この満留さんのここに、ここは現況が山林化しているからどうだろうかという話なんです。

議 長 他にありませんか。

委 員 (委員の中から「なし」の声)

議 長 質疑なしと認めます。

これから、「議案第21号 非農地証明願いについて」を採決します。

採決は、受付事案ごとに行います。

お諮りします。

受付番号5号については、願いのとおり非農地とすることにご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、受付番号5号については、願いのとおり非農地とすることに決定しました。

議 長 次に、受付番号6号については、願いのとおり非農地とすることにご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、受付番号6号については、願いのとおり非農地とすることに決定しました。

議 長 以上で、平成26年9月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

6 番

7 番

議事録調整者 窪 和人